○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県中津川市川上字タハタ四八八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県恵那市東野字天王山三〇七の一、三〇七の三、字花無山二二〇一の一、二二〇一の一六、二二〇一の一七、二二〇一の三七、二二〇一の六七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百二十号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年五月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
414052	松井　亮治
414054	鈴木　裕志
414056	中野　大典
414058	伊藤　徹哉
414060	一瀬　祐
414062	伊藤　陽介
414064	堀井香奈子
414066	熊田　広宣
414068	永谷　隆行
414070	山田　高大
414072	山本　蒼馬
414074	木村　康仁
414076	小泉　岳利
414078	平井　龍大
414080	山田　純
414082	米田　大作

○経済産業省告示第百二十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十七年五月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	（変更後）
209817	渡辺ひさみ
410355	浦出奈緒子

登録番号	（変更前）
209817	原山ひさみ
410355	浦出奈緒子

○経済産業省告示第百二十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十七年五月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
103826	南橋　昭雄
104576	櫻本　政士
105665	浜中　準史
209358	田中　敏之
211840	柳原　富夫
214539	林　雄一
214755	福井三佐子
214954	高橋　繁夫
215014	小林　睦人
301046	山口　宏和
402597	河合　正晃
407058	大森　健

○経済産業省告示第百二十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
104313	佐々木桂一
105189	佐藤　敏雄
207026	山崎　良紀
211443	齋藤　俊夫
213046	神尾　政俊
214623	奥　直久
214834	安藤　雅人
215013	布野真由美
300588	萩原　壽昭
301470	大坪　隆志
403014	伊藤　明子
407525	中尾　友一

○経済産業省告示第百二十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十七年五月六日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
407872	小栗　文雄
407911	杉野　喜久
407934	冨田　貴弘

登録番号	氏名
407884	林　甫夫
407926	吉川　陽

○国土交通省告示第六百七十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

第三項の表稚内ＩＬＳの項中「079°」を「080°」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

○国土交通省告示第六百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

唐櫃金懸

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十五年建設省告示第九百四十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県神戸市北区有野町唐櫃

字奥山田　一四七五番地先道路敷　一号及び十四号

一四七六番　五号

一四七七番　八号

一四七五番　九号から十三号まで

字金懸　三九七六番　二号から四号まで

三九八五番二　六号及び七号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

妙法寺川左支

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第五百二十一号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び国土交通省告示第五百二十二号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県神戸市須磨区妙法寺

字アチロ　一番七　一号

禅昌寺町二丁目　一六番一　二号

一七番一　三号及び四号

一八番一　五号及び六号

○国土交通省告示第六百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏